大阪市における総合区の設置に関する制度案【副首都推進局案】

参考

本市においては、さらなる住民自治の拡充並びに都市機能の強化及び二重行政の解消をめざし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の20の２に規定する総合区を設置するものとする。

住民自治の拡充に向けた制度設計にあたっては、総合区長の権限を拡充するとともに、総合区長の権限を最大限発揮できる仕組みや住民意見を反映するための仕組みを構築するものとする。

一方、市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、引き続き、都市機能の強化や二重行政の解消に関して、法第252条の21の２に規定する指定都市都道府県調整会議において大阪府知事と協議・調整を行い、具体化に取り組むものとする。

１　総合区の設置

(１) 総合区の名称及び区域並びに総合区の事務所（以下「総合区役所」という。）の位置、名称及び所管区域

総合区の区域並びに総合区役所の位置及び所管区域は、次の表（総合区役所の位置の項並びに総合区の区域及び総合区役所の所管区域の項に掲げるものに限る。）のとおりとする。

なお、総合区の名称及び総合区役所の名称については、法第252条の20の２第１項及び第２項の規定に基づき定めることとされている総合区の名称及び区域並びに総合区役所の位置、名称及び所管区域並びに総合区役所が分掌する事務に関する条例（以下「総合区設置条例」という。）制定後、総合区設置の日までに住民の意見を踏まえて定めるものとするが、それまでの間における総合区の名称及び総合区役所の名称は、次の表（総合区の名称の項及び総合区役所の名称の項に掲げるものに限る。）のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 総合区の名称 | 総合区役所の位置 | 総合区役所の名称 | 総合区の区域及び総合区役所の所管区域 |
| 第一区 | 現　淀川区十三東2丁目3番3号（現淀川区役所） | 第一総合区役所 | 現淀川区及び現東淀川区の区域 |
| 第二区 | 現　北区扇町2丁目1番27号（現北区役所） | 第二総合区役所 | 現北区、現都島区及び現旭区の区域 |
| 第三区 | 現　福島区大開1丁目8番1号（現福島区役所） | 第三総合区役所 | 現福島区、現此花区、現港区及び現西淀川区の区域 |
| 第四区 | 現　城東区中央3丁目5番45号（現城東区役所） | 第四総合区役所 | 現東成区、現城東区及び現鶴見区の区域 |
| 第五区 | 現　西区新町4丁目5番14号（現西区役所） | 第五総合区役所 | 現中央区、現西区、現大正区及び現浪速区の区域 |
| 第六区 | 現　天王寺区真法院町20番33号（現天王寺区役所） | 第六総合区役所 | 現天王寺区、現生野区及び現阿倍野区の区域 |
| 第七区 | 現　住吉区南住吉3丁目15番55号（現住吉区役所） | 第七総合区役所 | 現住之江区、現住吉区及び現西成区の区域 |
| 第八区 | 現　平野区背戸口3丁目8番19号（現平野区役所） | 第八総合区役所 | 現東住吉区及び現平野区の区域 |

※別図参照

第９回大都市制度（特別区設置）協議会資料

(２) 総合区長が執行する事務

総合区長は２に掲げる事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が

執行することとされたものを除く。）のほか、条例、規則等に基づき総合区長が執行することとされた事務を執行するものとする。

２　総合区役所の分掌事務

総合区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

（１）総合区の区域における行政運営に係る企画及び総合調整に関する事項

（２）総合区の区域内における住民に身近な道路・公園の維持管理その他の地域づくり及び安全で安心なまちづくりに関する事項

（３）総合区の区域内における保育所の管理運営その他の社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項

（４）その他総合区の区域内における住民に身近な行政サービスに関する事項

上記事務のうち、現在の24区役所が実施しており、引き続き総合区役所が実施する事務は別表１のとおり、現在の局・室から移管して総合区役所が実施する事務は別表２のとおりとする。なお、住民に対する窓口事務や市民協働関係事務などについては、９に規定する地域自治区単位で実施するものとし、別表３のとおりとする。

３　教育委員会の権限に属する事務の取扱い

　教育委員会権限に属する事務で総合区の区域における住民に身近なものについては、次のとおり取り扱うよう、教育委員会と必要な協議を行うこととする。

（１）２に掲げる総合区役所が分掌する事務については、総合区長が、法第180条の７の規定による委任又は補助執行により実施する。

（２）２に掲げる総合区役所が分掌する事務以外の事務については、総合区長を除く総合区役所の職員が、法第180条の３の規定による兼務により実施する。

４　総合区役所の組織体制等

(１) 総合区役所の組織体制

総合区役所に、特別職の総合区長を補佐するため、局長級の副区長を設置するとともに、事務・組織の移管に見合った体制の整備及び総合区の区域に係る政策・企画機能の強化のため、部長級による部制を導入するものとする（イメージ図参照）。具体的な組織体制等については、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに決定するものとする。

(２) 総合区役所の職員配置

総合区役所に、分掌事務に応じた職員を配置する。ただし、総合区役所の職員及び局の職員の合計数は、概ね現行の区役所の職員及び局の職員の合計数の範囲内とする。

(３) 総合区長の職員任免権

総合区長は、法第252条の20の２第９項の規定に基づき、任命権者として、総合区役所の職員に関する人事配置、採用、昇任、懲戒・分限処分等の権限を行使するものとする。ただし、同項ただし書により、規則で定める職員を任免する場合には、あらかじめ市長の同意を得るものとする。

総合区長は、上記権限の行使にあたっては、市全体の人事行政との調和や他の任命権者との均衡を踏まえて判断するものとする。

５　総合区の予算

(１) 総合区長が執行する予算

総合区長が執行する予算は、総合区役所が分掌する事務に係るものとする。

なお、総合区長は、その管理する資産の有効活用などの新たな歳入確保に努めるものとする。

(２) 総合区長の予算意見具申権

総合区長は、法第252条の20の２第10項の規定に基づき、総合区長が執行する予算について、市長に対して意見を具申できるものとする。

総合区長は、各局所管の予算のうち総合区の区域内における住民に密接に関わるものについても、必要に応じて市長に意見を具申できることとし、条例、規則等の必要な規定整備を行うものとする。

(３)市長と総合区長の意見交換の場の設定

市長は、翌年度の予算編成の方針策定にあたって、総合区長と意見交換する場を設定するものとする。

市長は、予算の編成過程で、総合区長が策定した総合区の予算案について、総合区長と意見交換する場を設定するものとする。

６　政策協議の場の設定

市長は、市政運営の方向性や政策について、総合区長と意見交換する場を設定し、各局が分掌する事務のうち、総合区の区域内における住民に密接に関わるものについて、必要に応じて総合区長が調整・関与できる仕組みとする。

７　総合区長の管理財産

総合区役所の分掌事務の執行に必要となる住民に身近な財産は、総合区長が管理するものとし、総合区長が管理することとなる財産は、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに決定するものとする。

８　総合区政会議

(１) 総合区政会議の開催

総合区において、総合区政会議を開催することとし、その運営の基本となる事項については、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに、条例で定めるものとする。

(２) 総合区政会議の委員の意見を求める事項

総合区政会議の委員の意見を求める事項としては、総合区の区域に係る総合的な計画に関する事項、総合区の区域内の基礎自治に関する施策等のうち主要なもの及びその予算に関する事項など、現在の区政会議と同様の事項を基本とする。

総合区長は、総合区政会議における委員の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講じなければならない。

また、市長は、総合区長が上記措置を講ずることができるようできる限り配慮するものとする。

(３) 総合区政会議の委員の要件等

ア　総合区政会議の委員については、地域協議会委員のうちから推薦された者、地域団体から推薦された委員、公募委員及び学識経験者等のうちから総合区長が選定するものとする。

イ　総合区政会議の委員の任期は２年とする。

ウ　総合区政会議の委員の定数は10人以上50人以下の範囲内で、総合区長が決定するものとする。

エ　総合区政会議の委員には、報償金その他の業務の対価を支払わないものとする。ただし、総合区政会議の委員は、費用弁償相当額を受けることができるものとする。

９　地域自治区

(１) 地域自治区の設置

法第202条の４第１項の規定に基づき、総合区設置の日に、現在の24区単位で地域自治区を設置するものとする。

(２) 地域自治区の名称

地域自治区の名称は、現在の区の名称の「区」に代えて「地域自治区」を付したものとする。

(３) 地域自治区の事務所

各地域自治区に事務所を置き、総合区役所の所管とする。

地域自治区の事務所の位置は、現在の区役所の位置とし、その名称は、地域自治区の名称に「事務所」を付したものとする。

地域自治区の事務所においては、住民に対する窓口事務、市民協働関係事務などを実施するものとする。

(４) 地域協議会の設置

法第202条の５第１項の規定に基づき、各地域自治区に地域協議会を設置する。

地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項については、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに、条例で定めるものとする。

(５) 地域協議会の意見

地域協議会は、法第202条の７第１項各号に掲げる事項のうち、市長、総合区長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長、総合区長その他の市の機関に意見を述べることができる。

法第202条の７第２項に掲げる、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない、条例で定める市の施策の重要事項は、住民生活に密接に関係する重要な施設の設置又は廃止に関する事項などを基本に、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに、決定するものとする。

法第202条の７第３項の規定により、市長、総合区長その他の市の機関は、地域協議会の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(６) 地域協議会の委員の要件等

ア　地域協議会の委員については、地域自治区の区域内に住所を有する者のうち、地域団体から推薦された委員、公募委員及び学識経験者等から総合区長の意見を聴き、市長が選任するものとする。

イ　地域協議会の委員の任期は２年とする。

ウ　地域協議会の委員の定数は10人以上50人以下の範囲内で、総合区長の意見を聴き、市長が決定するものとする。

エ　地域協議会の委員には、報酬を支給しないものとする。ただし、地域協議会の委員は、費用の弁償を受けることができるものとする。

10　町の名称

町の名称の取扱いについては、地域の歴史などを考慮し、総合区設置条例制定後、総合区設置の日までに住民の意見を踏まえて定めるものとする。

11　総合区の設置の日

総合区の設置の日は、市長が定めることとし、総合区設置条例制定から約２年後を目途とする。

12　その他

その他、総合区の設置及び運営を円滑に進めるため必要となる事項については、本制度案に示す内容を踏まえ、必要な規定整備等を着実に行うものとする。